

平成27年度 第1回東京都北区バリアフリー基本構想策定協議会 議事要旨

時	平成27年9月30日(水) 午後3時~午後4時30分
場所	北区役所 第一庁舎4階 第2委員会室
出席者	<p>[委員](敬称略・順不同)</p> <p>高橋儀平、菅原麻衣子、野口祐子、井上良子、田中淳子、小田政利、熊澤真砂子、印南美和子、吉田耕一、花山明弘、高岡和宏、中込章、河奈正道、齋藤邦彦、尾花秀雄、松本敦、谷崎馨一(代理:安田圭吾)、筒井久子、早川雅子、田中英行、鎌田英美、高橋聡司、渡邊涼、齋島洋伸、金澤大介、田中功、根本信男、佐藤信夫、石本昇平、林秀樹、品川太郎(代理:杉森茂)、土田信夫、佐藤英明(代理:町野東彦)、亀山勝(代理:長谷部孝典)、生越啓史(代理:近藤琢哉)、和田明、高島俊和、西窪裕光</p> <p>[事務局:都市計画課]</p> <p>寺田課長、杉戸主査、金沢主事</p>
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 事務局あいさつ 3. 委員委嘱 4. 委員紹介 5. 出席委員報告 6. 資料の確認 7. 会長・副会長の選出 8. 会長・副会長のあいさつ 9. 協議会の運営について(会議の公開に関する事、区民部会について) 10. 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) これまでのバリアフリーの取組について (2) バリアフリー基本構想改定に向けた課題と考え方 (3) 今後の進め方 (4) その他 11. 閉会
資料	<ul style="list-style-type: none"> ● 次第 ● 北区バリアフリー基本構想策定協議会 設置要綱 ● 北区バリアフリー基本構想策定協議会 委員名簿 ● 北区バリアフリー基本構想策定協議会 会議の公開に関する事(案) (資料1) これまでのバリアフリーの取組について (資料2) バリアフリー基本構想改定に向けた課題と考え方(案) (資料3) 策定体制及び策定のながれ(案) (資料4) まちあるき勉強会の実施について(案) (参考資料1) バリアフリー基本構想制度の概要 (参考資料2) 北区交通バリアフリー基本構想 概要版

(参考資料3) 交通バリアフリー基本構想 事業計画の進捗状況について(平成27年3月現在)

(参考資料4) 北区の道路や公園のバリアフリー施設

(参考資料5) 北区公共施設案内図

要旨

1. 開会

- 事務局より開会宣言

2. 事務局あいさつ

- まちづくり部都市計画課長よりあいさつ
- 事務局職員の紹介

3. 委員委嘱

- 当協議会は全38名の委員で構成することを確認
- 机上配付にて委員委嘱

4. 委員紹介

- 席次表の配付により確認

5. 出席委員報告

- 事務局より37名の委員が出席しており、設置要綱に基づき定足数を満たしていることを確認(出席委員報告後に1名出席)

6. 資料の確認

- 事務局より資料確認

7. 会長・副会長の選出

- 設置要綱第4条に従い互選によって会長・副会長を選出
- 松本委員からの推薦により、高橋委員を会長とすることを承認
- 事務局案より、菅原委員、野口委員を副会長とすることを承認

8. 会長・副会長のあいさつ

会 長 : 会長に推薦いただきましてありがとうございます。今、全国では16%ほどの自治体で基本構想が策定されている状況であり、あまり進んでいないことが課題になってはいますが、オリンピック・パラリンピックを前に23区内ではほぼ出そろってきている状況です。北区でも、交通バリアフリー基本構想が策定されていますが、説明にもあった通り、交通バリアフリー法からバリアフリー法になって枠組みが変わってきています。対象が広がったことも踏まえ、より本格的な、トータルな基本構想を策定する、いいタイミングになっていると思います。私がバリアフリー基本構想の策定が重要であると思っている理由として、それぞれの障害を持つ方が、顔を合わせて議論できるということがあります。障害者計画などではそういう機会が一部ありますが、事業者も含めてじっくり議論できるという点で貴重な場です。北区では今年、バリアフリー化のための全体構想指針をまとめ、次年度から具体的な地区単位での事業や、計画を定めていくと聞いています。全体構想指針を決めていく今年の議論がとても重要になると思います。それぞれの立場から、言いにくいこともあるかもしれませんが、ぜひ積極的に発言してほし

いと思っていますので、よろしくお願いします。話は変わりますが、東洋大学と北区は5年ほど前から付き合いがあります。2011年ごろからの包括協定に基づき、ひとにやさしいまちづくり支援に参加させていただいています。改めて勉強させていただきながら、いい基本構想にしていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

副会長：東洋大学の菅原です。高橋先生と同じ所属となります。専門は都市計画・まちづくりです。高橋先生には経験は足元に及びませんが、専門を生かして尽力したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

副会長：聖学院大学の野口と申します。私は荒川区の西尾久で生まれ育ちました。生活圏は北区にあり、王子や田端に出ないと生活できないような状況でした。小中高と北区の学校に通ったこともあり、北区には愛着があったので、機会を頂きうれしく思います。お役に立てるよう努力していきたいと思っています。

9. 協議会の運営について（会議の公開に関すること、区民部会について）

●事務局より資料（北区バリアフリー基本構想策定協議会 会議の公開に関すること（案））説明

会長：会議の公開に関して、異議はありませんか。

（異議なし）

●事務局より資料3説明

会長：区民部会の会員は資料3に記載した名簿の通りでよろしいですか。また、部会長は井上委員でよろしいですか。

（異議なし）

会長：これから議題に入りたいと思います。傍聴者の確認をお願い致します。

事務局：＜傍聴人の確認＞

10. 議題

（1）これまでのバリアフリーの取組について

●事務局より資料1、参考資料1説明

会長：ありがとうございました。バリアフリー基本構想の概要と、北区で策定した交通バリアフリー基本構想の進捗状況について説明がありました。基本構想制度を理解するのはなかなか難しいですが、要するに、まちにある生活施設を連続的に、一体的に整備するために、区民の意見を取り入れ、計画的に進めていこうという取り組みです。意見や質問があればお願いします。

委員：赤羽駅周辺が、これまでに入っていないのはなぜでしょうか。

事務局：以前の基本構想は駅が中心という考え方が強かったためです。赤羽駅は連続立体交差事業が完成しており、東西の行き来も可能であったことから、当時としてはバリアフリー優先度が高くなかったということがあります。当時の全体構想で方針を検討する中、整備が完成している駅として位置付けていたため、これまでは基本構想を作成してこなかった経緯があります。今回は駅だけでなく地域の連続的なバリアフリー化を図ることとしていますので、地区別構想の中で、地区特性については改めて検討していきたいと思っています。

会 長 : 前は、駅だけを見ると整備が進んでいたということですが、今回の法律では、駅がなくてもいいということで考え方が拡大しています。今年度の検討の中で、エリアの選定をすることはありうろと思います。

委 員 : 赤羽も高台と低地があり、高台に高齢者が多く住んでいます。王子・上中里・田端でバリアフリー化が進んでいるのだから、ゆくゆくは要望があると思います。

事 務 局 : 京浜東北線を挟んで低地と台地があり、高低差の解消は、北区のバリアフリー化において特徴的な課題となっています。今年度は全体の方針として、地区の選定の方針をとりまとめていきます。来年度その方針に基づいて地区を選定し、地区別の構想を作っていくこととなります。

(2) バリアフリー基本構想改定に向けた課題と考え方

●事務局より資料2説明

会 長 : ありがとうございます。これからの改定に向けての課題と考え方について、どこの箇所でも結構ですので、ご質問等があればお願いします。

副 会 長 : 現基本構想の中で心のバリアフリーの位置づけがなく、今度は入れていくと説明がありましたが、福祉や教育の分野との連携が必要だと思ひますし、そちらの分野でこれまでも行われてきたものと思ひます。高齢者保健福祉計画などで「心のバリアフリー」が位置づけられている中で、区でこれまでどのような取組がされてきたのか教えていただければと思ひます。

委 員 : 高齢者保健福祉計画は高齢福祉課で策定しています。子どものころから大人との障壁を取り除き、思いやり・助け合いの心を育てるということを目的として位置付けています。世代間の交流や、小中学校、高校での福祉交流の推進というなかで、中学校での認知症サポーター養成講座や福祉体験研修を行っています。また、社会福祉協議会でのプログラムや学校と高齢者・障害者との交流などを行っています。

委 員 : 障害福祉課でも心のバリアフリーについて、区民や事業者への周知をすすめています。民間施設での補助犬受入れの促進にも取り組んでいます。また、平成28年に予定されている障害者差別解消法施行を前に、区民への法律の周知などを進めています。

会 長 : 心のバリアフリーとしてすべての障害者や妊産婦、ベビーカー利用者などへの対象者の拡大という視点、また、差別の解消という視点から今後考えていく必要があると思ひています。庁内の行政計画がたくさんありますので、連続的な考え方の整理が必要です。他の行政計画にも影響を与えながら、さらにいい方向に進んでいけるとよいと思ひます。交通バリアフリー法当時の未完了地区もあわせて、そちらの内容にも言及していくという考えでよろしいでしょうか。

事 務 局 : 現在の交通バリアフリー法の協議会も含め、意見の整合を図っていきたくと思ひます。

(3) 今後の進め方

●事務局より資料3説明

会 長 : とても丁寧な進め方だと思ひます。バリアフリー基本構想は専門用語が多く質問しにくい部分もあると思ひますので、区民部会の方では、バリアフリー法の中身などの参考資料も紹介していただければよいと思ひます。

事務局：参考資料4では、これまでに北区と東京都が整備したエレベーター等のバリアフリー施設を紹介しています。道路施設は全部で7基のエレベーター及びエスカレーターの設置、公園施設については、飛鳥山公園及び西ヶ原みんなの公園に昇降機を設置しました。上中里さわやか橋については、H10年10月に整備を致しました。現在、広くご利用頂いており、北区における道路上エレベーター設置の第1号です。その後、引き続き構想策定を行い、構想に基づいたエレベーター整備を行ってきました。最新の事例としては、H24年1月設置の田端ふれあい橋のエレベーターです。後は板橋駅のバリアフリー化の整備、2ルート目の整備として、北赤羽駅や駒込駅のバリアフリー化の検討などを推進していきたいと考えています。

会長：ありがとうございます。これはバリアフリー化された内容の紹介ですので、されていない箇所はまだあるかもしれません。みなさんも生活の中で重要なところがあればお話をさせていただくとよいと思います。

委員：バリアフリー基本構想という名称で進んでいくような印象を受けたが、「交通」がなくなることもあり、分野が伝わりにくい名称と感じます。

事務局：以前は、交通バリアフリー法に基づく基本構想ということでこういう名前としていました。今回は「交通」だけにとどまらず施設も含めること、またハードとソフトを一体的に検討するという事で、守備範囲が広がったことも受けてバリアフリー基本構想としました。

会長：今後の議論の中で、必ずしも交通施設だけでないバリアフリー推進について考えていくことになると思います。

委員：新規設置だけでなく、運用面での課題もあると思います。車いすトイレのカギが壊れたままになっている、便器が汚れていることがある、夕方になると公園のトイレはカギが閉まってしまうなど、問題と感じていることがあります。設置後の維持及び運用面の問題は構想に盛り込めないのでしょうか。

事務局：ご意見をいただきながら盛り込んでいきたいと思っています。問題点と対策についてみなさんと議論していきます。

会長：大変重要なお指摘だと思います。ありがとうございます。

委員：全体構想と地区別構想という形になるようですが、それぞれの法的な位置付けを確認したいと思います。全体構想も法的な位置づけになるのか、地区別構想の一つ一つが独立した基本構想となるのか、想定していることがあれば教えてください。

事務局：地区別構想が法律に基づいた構想であり、それぞれに特定事業計画を定めていくものと想定しています。事業計画の変更、改定などは柔軟に対応できるような枠組みで考えていきたいと思っています。セミナーなどに出席する中でご苦労されている点を聞いていますので、位置付けについては十分検討していきたいと思っています。

会長：全体構想は地区の設定もないので法的な位置付けではないということですか。

事務局：そうです。地区別の構想がメインとして考えていきます。

会長：地区数をカウントする上では、地区ごとに一つの基本構想と考える。ということと理解しました。

- 委員：赤羽駅に関して、南口にエレベーターと車いすトイレがあるのですが、幅広の改札口がなく、北口にできたのは何故だろうと疑問に感じています。出来上がってからの評価も大事ですが、計画時にも評価できるといい。今回のフローにはそういう評価は位置づけられていないと思います。
- 事務局：計画段階で評価する必要について指摘があったと思います。そういったことを計画に盛り込めるように、今後検討したいと思います。
- 委員：詳細は把握しておらず確認は必要ですが、北口をバリアフリールートとして設定しているということだと思います。南口は複数ルートと位置付けているのかと考えます。
- 委員：私も子供が車いすを利用していますが、南口しかエレベーターがなく、北口から南口へ構内での移動ができないと理解しています。
- 委員：状況を確認します。
- 副会長：参考資料3で、「継続中」となっているものの内容は、完了することはないものだと思います。心のバリアフリーとも関係することだと思います。現在の状況を教えてください。
- 委員：施設管理課で道路監察担当が毎日の対応を行っていますが、なかなか効果が見られないこともあります。点字ブロック上の障害物などについて重点的に対応しています。放置自転車もなかなかなくなりませんが、新たな駐輪場の整備や駐輪場への誘導、また悪質なケースは撤去など総合的に対応しています。ご指摘いただいた通り、継続的に取り組まざるを得ない状況です。
- 会長：ありがとうございます。商店街連合会の方では取り組みはありますか。
- 委員：条例などではなく法的な縛りがないと難しいと感じています。北区だけでなく、どこでも問題を抱えています。何度言ってもいたちごっこで、警察の指導があっても、帰ると出してしまうような状況です。罰則もありますが、金額が安いので平気で破ってしまうということもあると認識しています。
- 会長：交通管理者や警察の方々に検討していただきたい。他の自治体でもバリアフリー基本構想を策定するにあたって出てくる問題です。他にありますか。
- 委員：対象施設の拡充として福祉タクシーとありますが、どのような内容を想定しているのでしょうか。
- 委員：現在福祉タクシーは街中を流したり、タクシー乗り場での営業行為は認められていませんので、障害者の方などが必要に応じて呼んで利用する形になっています。最近出始めているユニバーサルデザインタクシーのように、一般の利用ができる、車いすごと乗れるワゴンタイプのタクシーが増えていますので、これを増やすことを指しているのではないかと思います。
- 会長：ユニバーサルデザインタクシーは、台数が増えない、駅前広場が対応していないなど、課題はありますが、少しずつ変わってくるかもしれません。ただ、これは利用者の声がないとなかなか変化しませんので、意見を出していくことが必要だと思います。

(4) その他

(なし)

11. 閉会

会 長 : それでは第1回北区バリアフリー基本構想策定協議会を閉会いたします。どうもご協力ありがとうございました。